

平家物語における「われ恨むな」についての一考察

井 上 章

序 論

小論は、平家物語中の「われ恨むな」及びその関係表現について、本文の由来と、その正しい解釈とを求めようとするものである。

具体的に諸本の本文を示すに先立って、問題点を明らかにするために簡単化して示す。

- | | | |
|--|---|---|
| <p>③ 「忠を尽して後われを恨みよ」
 <small>(頼朝・侍)</small>
 「忠を尽して 頼朝を恨みよ」
 <small>(卷九・一二之懸)</small></p> | <p>② 「懈怠してわれ恨むな」
 <small>(頼朝・侍)</small>
 「懈怠して 頼朝を恨むな」
 <small>(卷十・千手前)</small></p> | <p>① 「僻事してわれ恨むな」
 <small>(重盛・侍)</small>
 「僻事して 重盛を恨むな」
 <small>(卷二・小教訓)</small></p> |
|--|---|---|
- これらの文脈・用字法などは諸本によって差があるが、大要は右の如くで、「恨む」の目的格に当たっている語が、「われ」であるか「重盛・頼朝」の固有名であるかが大きな違いである。名前ならば、もちろんその外の人物を指す事はありえないが、「われ」は自称の外に、反射用法

から結果的に対称・他称に展開した例がある。従って複数の人物が関わり合って登場する場面では、その指示する人が誰であるかに注意が必要である。

本論に詳述するとおり、この課題は「われ恨むな」そのものにもあるが、一面は「重盛恨むな」「頼朝恨むな」になつた本文が並存する事によつて「われ恨むな」の訳が牽制を受けるところにあると思う。また後述のように「頼朝を恨みよ」は本来の表現意図と表現とが一致していないものと思う。しかしながら、これがある事によつて「重盛(頼朝)恨むな」が再検討され、問題解決の緒となるという意味では、非常に貴重な例とせねばならないものである。

〔本文一覽〕

本文は詳しく引用すべきではあるが、徒に冗長であるのは却つて本質的でない。紙数にも限度があるので、小論においては根本的な差異を際立たせ、他は適宜簡略化して示す。

①「小教訓(卷二のうち)」中の例

- a (重盛・侍)「……入道腹のたちのままに、物さわがしき事し給ひて(は)愈後(は)愈に(は)愈必ず悔し給ふべし。(は)愈僻事してわれ恨むな」とのたまへば……
(寛一別本・流布本・平家正節・葉子本が、これに属す)

b (重慶本)「侍」……入道腹の立ちのままに、^{物さわがしき事し給う(八尾)}懈事し出して……^{後には(重慶)}……必ず悔・み給ふべし。物さわがしき事し出して重盛恨むな」と宣へば……
 (百二十句本「慶大本・京都本・鎌倉本・屋代本・平松本がこれに属す」)
 c (重盛↓侍)「……腹の立給ふままに、^{上(八尾)}物さわがしき事あらば後悔先に立……^{下(八尾)}まじ。懈事し出して重盛恨むな」
 (延慶本・長門本・源平盛衰記がこれに属す)

以上、a、b、cに分けたが、本論の課題から言えば、b、cは一括して見るべきである。

②「千手前(巻十のうち)」中の例

a (狩野介↓重衡)「……かまへてよくもてなし参らせよ。愚にて我恨むな」と兵衛佐殿仰候しかば……」(長門本)
 (宗茂↓重衡)「何事にもあれ思し召されんずる御事あらば承つて心の及ばん程奉公仕り候ふべし。懈怠して我恨むな」とこそ佐殿も仰せられ候ひしか。(平家正節)

c (狩野介↓重衡)「……鎌倉殿の『相構へてよくよく慰めまゐらせよ。懈怠して頼朝恨むな』と仰せられ候……」
 (覚一別本・葉子本・鎌倉本がこれに属す)
 d (狩野介↓重衡)「……よくよく宮仕仕れ。懈怠にて頼朝恨むな」と承つて候へば……」(八坂本・百二十句本「慶大本・京都本」・屋代本がこれに属す)

e 鎌倉殿の能々慰め進せよと、疎かにて頼朝恨むなと仰候……(平松本)
 これまたa、eに分けたが、根本的には、a、bと、c、d、eとは、それぞれ一括されるべきものである。

③「一二之懸(巻九のうち)」中の例

a (熊谷次郎↓子息小次郎)「……今度の合戦は偏に汝等をたのみぞ。相構へて軍よくして忠を尽して後われを恨みよ……」(南都本)

b (熊谷次郎↓子息小次郎)「……兵衛佐殿しかるべき侍どもを、一問・所に呼入れて……今度の軍には汝一人を頼むぞ。妻にもいふべからず。今度の軍においては、忠を尽して頼朝を恨みよ」とぞのたまひける……」(延慶本・長門本がこれに属する)

なお、本論の例文は断らね限り岩波古典文学大系本による事とし、所
 在は漢(数)字で分冊を、算用数字で頁(上段)・行(下段)を示す。

凡 例

序論に述べた如く、小論では諸本本文の末梢的な差異にまでは言及しないので、一々表面には出ないが、本論文を稿するに当って検討した諸本とその略記号とを一覧に供する。

- 〔寛〕 (1) 山田孝雄博士「平家物語(覚一別本)」(宝文館)
- 〔岩〕 (2) 岩波書店、日本古典文学大系「平家物語(覚一別本)」
- 〔流〕 (3) 内海弘藏氏「平家物語評釈(流布本)」(明治書院)
- (4) 有朋堂文庫「平家物語(流布本)」
- 〔正〕 (5) 東京大学本「平家正節」
- (6) 京都大学本「平曲正節」
- 〔葉〕 (7) 朝日新聞社、日本古典全書「平家物語(葉子本)」
- (8) 国民文庫本「平家物語付承久記(八坂本)」
- 〔句〕 (9) 慶応大学斯道文庫本「百二十句本 平家物語(汲古書院)」
- (10) 京都府立資料館本「平家物語 百二十句本」(思文閣)
- (11) 鎌倉古典研究会「鎌倉本 平家物語」(汲古書院)
- (12) 南古典研究会「南都本 平家物語」
- (13) 屋代本 平家物語
- (14) 平松本 平家物語
- (15) 延吉沢義則博士「応永書写延慶本 平家物語」(白帝社)
- (16) 長名著刊行会「平家物語 長門本」
- (17) 有朋堂文庫「源平盛衰記」

本論

平家物語には異本が多いので、小論の論点にかかわる該当例が多いように見えるが、諸本中の大多数は、全篇を通じて「重盛及び頼朝のことば中に各一度ずつ」、一本のみ「重盛の言に一度、頼朝の言に二度」、流布本は「重盛の言に一度だけ」という現れ方で、むしろ稀例に属する。

第一節 意味上の検討

まず、問題表現の前後の意味をよくとらえてみたい。平家物語巻二（小教訓）に、新大納言藤原成親卿らが平家討伐を図った謀反が密告によって露見し、成親も捕えられ、清盛直直の札明の後、押し籠められる話がある。清盛の嫡子で公正な態度を貫く重盛は、また成親の妹を妻とする事情もあって、成親卿を死罪にせぬよう、まず清盛を説得する。その後、成親捕縛にかかわった侍どもに、直接言い聞かせる言葉が①である。即ち、腹立ちまぎれに、当時法皇の御信任の篤い成親を殺害などすれば、清盛が結局後悔されるであろう。だから事に当るお前らも慎めよと戒めるところである。注釈についてみれば、

- (1) 間違つた事をしてあとで俺を怨んだって知らんぞ（平家物語新釈―中村孝也）
- (2) 「……皆の者も過ちをして（私に罪せられたからといって）私をうらむな」と……（平家物語全注釈―富倉徳次郎）
- (3) 間違つた事をして私に罰せられたからと言って、私を恨むな（平家物語評講―佐々木八郎）
- (4) 誤ちをして私に罰せられたからと言って、私を怨むな（日本古典文学大系頭注）

（以上の外、第八節中にも引用してある。論述の都合で、ここでは右に限る。）
右のうち、(1)では「過ちをする事」と「私を恨む事」との関連が不明

瞭であるのに対し(2)、(3)、(4)は「私(重盛)に罰せられて」という条件が入れている。なるほど、武人の社会において信賞必罰は当然であつて、上司の命に背いたら「罰せられる・叱られる」という事は言葉に出さずとも彼らの社会では当然の了解事項だろうから、これを補つて考える事は何ら問題はない（その点②例も同様である）。

さて、一つの疑点は心理上であるが、これは②例も合せ見るべきである。

一の谷の合戦で捕えられた平重衡は、頼朝に喚問されて鎌倉に引かれて行き、南都焼討などについて訊問を受ける。しかし生活上の待遇は好意的で、頼朝は預り役の武士（狩野介宗茂）に「よく慰めるように」と指示してある。その意を体し宗茂が酒を奨めに参つて、頼朝の言を重衡に語り伝える。ここの訳は、

- (1) お前が不注意をして咎を受け、私を恨むことがないようにしてくれ（日本古典文学大系頭注）
- (2) とくとお慰め申せ。怠つてあとで頼朝を恨むでないぞ。―懈怠の結果咎めを受けるようなことをして、逆に頼朝を恨むことがないようにと戒めたことば。（平家物語評講―佐々木八郎）（……練筆者）

（この外、第八節参照）

などあり、この「評講」に「逆に頼朝を恨む……」と説明があるのは注意を要する。一口に言つて、これは逆恨みの心理である。主君たる人から事前に注意を受けた事に背いたが故に咎めを受けて、逆恨みする理は成り立たぬが、そういう主従の間柄、理路をも超越して恨んでしまうのが逆恨みの真意ではある。ただ問題なのは「恨まれる（かも知れない）主君側」にこう言わせるのは自然なのかどうかである。「部下が俺を逆恨みするかも知れない」と考えて、前もって釘をさした表現を頼朝がした事になるが、それは極めて狭量な臆病者の言で、人の上に立つ武將らしくない。もっとも頼朝については、そのような疑い深さ、手口の老獪さがあるとも言えるけれども、①の重盛にまで同様の「部下の逆恨み封

「を言わせるのは、平家物語の人物描写の上から、にわかにな得するわけには行かない。

次に③の「忠を尽して・頼朝を恨みよ」は平家物語諸本を網羅した上でも極めて稀で、しかもこれがあるのは増補本だけである。表現内容を明かにするために対比してみると、

本来の条件	補入の条件	目的語	述語(結果)
① 僻事して	罰せられて 叱られて	もとは「われ」 であろうが、別 に「重盛・頼朝」 になっている本 があり対立して いる。	恨むな
② 懈怠して			恨みよ
③ 忠を尽して	(?)		

のように、本来の条件が①、②は「叱責すべき事」であるに對し、③は「褒賞すべき事」であり、結果の方も①、②が「禁止」であるに對し、③は「命令(肯定の)」であって、条件と結果とが、それぞれ裏返された内容である事に気づく。よって、別の条件を補入してみるにしても、本来の条件と、述語との両方に自然な結びつきをする表現は浮んでこない。難解な表現であるが、①、②が多くの本において「僻事(懈怠)して叱られて―重盛(頼朝)を恨むな」と解せられたものの裏返し表現として、「十分忠を尽して(後)頼朝を恨め||十分忠を尽さないで、頼朝を恨んではない。「頼朝」の部分に「われ(自分||反射代名詞)」であればすつきりする。それは即ち、小論の主旨でもある(第八節参照)。

第二節 諸本と例の所在

上掲の例文と、それぞれの伝本の性質との関係にまず注意される。即ち、

「われ恨むな」は語り本に集中し、ただ一つ増補本の長門本が入っている。

「重盛恨むな」は逆に増補本及び増補本と語り本の中間的な本に集中している。

「頼朝恨むな」は、中心的な増補本以外に殆んど全面的に分布している。

「頼朝を恨みよ・われを恨みよ」は、語り本になく、増補本だけにあり。

のように、語り本・増補本の区別と密接な関係がある。特に例文③の「われ恨みよ」は語り本系に全くないが、このような場合に、語り本系が増補本系のような表現を切り捨てたとは、平家物語諸本の成立過程から、到底考えられない。

②は、語り本系・中間本系も共に殆んど「頼朝恨むな」であるが、増補本の代表たる延慶本・源平盛衰記に該当表現がなく、長門本にはあるが、全諸本を通じて、この長門本と平家正節(これは語り本の一つの代表)とだけが「われ恨むな」である。この事は、山田孝雄博士「平家物語考」に既に説かれたとおり、長門本が現存流布本より古い原平家物語とも言うべきものに近い本から増補された事(よって「われ」は古い表現を保存している可能性がある)、延慶・盛衰記両本も、大体現存流布系を経由しない増補と目される事(よって「われ恨むな」は更に古い原初形態には存しない表現かも知れない)、この二つの事項と決して関係ないとは思われないのである。しかも、語り本の代表とも言いうる「平家正節」「平曲正節」においては、①、②共に「われ恨むな」である事も特に重要である。

例文①は、「われ・重盛」が殆んど相半ばしている。これは先述した「重盛にも部下の逆恨み封じを言わせる不自然」の件と無関係ではない。「われ……」は語り本系に、「重盛……」は増補本及び増補本に近い系統(中間本)にと、かなり際立った対照をなしている。これによって、

語り本系ならば「重盛に部下の逆恨み封じを言わせる不自然」をまぬかれると解する余地が残っている事がわかる。

これらを通じて、語り本系が、増補本系の「重盛・頼朝」を「われ」に替えて「われ恨むな」ができたと考えられようか？ これまた平家諸本の成立過程から考えて、あり得ないことである。

また、①において一般に「後悔先に立まじ・後に必ず悔み給ふべし」など言っているのに対をなす③の部分で、南都本のみ「忠を尽して後われを恨みよ」とある。例文③は全般的に意味のとり難い表現ではあるが、この南都本の「……後われ……」の部分は必ずや古い表現の名残であろう。南都本の現存の表現では透徹していないが、本来はやはり「後悔」という事を述べていたものであろう。南都本もまた、現存の流布本系よりは古い八坂本を基にして増補されたものである。

第三節 自称「われ」の用法

「われ」はもともと自称代名詞である。代名詞をみる時、待遇的観点は落してはならぬものであるが、「われ」の用法は非常に広くて待遇的使いわけは一概に言いにくい。ただこれが反射用法で対者を指すとき、多くは卑称であるところから、自称の「われ」は謙遜した丁寧な自称であらうとされる。

ここで、①の、語り本系に集中している「われ恨むな」から検討に入ろうと思う。「われ」が時代的にも広く自称に使われた事は言うまでもなく、①の「われ」も重盛のことばの中で使われているから重盛の自称であると見やすい。そして、そうとすれば「われ」重盛を処理対象格（ヲ格）に当てていると見られる。後述のとおり「ヲ格」という点は妥当であらう。現に長門本に「重盛ヲ恨むな」とあるのも一つの参考にはなる。

では、この「重盛」が「われ」であるものは、たとえ「を助詞」がなくても「重盛を」に当る「私を」の意識で使っていると見てよいか？ この疑問が、後に明らかにするように、本文の「われ」が何であるかを

解く出発点になるものである。

覚一別本（いま日本古典文学大系本による）において「われ」の用法を求める。事情が近似した方が直接参考になるので、高位の人が「われ（自称）」を使った例を対象とする。

A 平家公達が自称「われ」を使った例。

- (1) 忠盛是を伝聞きて「われ右筆の身にあらず……（独白）（上84-13）
（清盛妻）「……われいかにもなりなん後は、堂塔をもたて、孝養をもすべからず……」（上409-10）
- (2) 「……日ごろ申しし様に、われは一門に具して西国の方へ落ち行くなり。……われうたれたりと聞給ふとも、さまなどかへ給ふ事ゆめゆめあるべからず……」（下98-1-3）
（三位中將「あの子」）「……我を捨ていづくへゆくぞ……」（下218-10）
（重盛）「……中将世になき物ときかば、われも同じ道におもむかんと思ふなり。ふたたび物をおもはぬさきに、ただわれをうしなひ給へ」……（下250-11-12）

B 源氏の武将が自称「われ」を使った例

- (6) （頼朝「文覚」）「……われは故池の尼御前にかひなき命を助けられ奉って候へば、その後世をとぶらはんために、毎日に法花経一部転読する外は他事なし」（上363-11）
（木曾「今井四郎」）「われ信濃を出し時……」（下152-12）
(7) 「……われをすすむる自害にこそ」（独白）（下173-1）
(8) （義経「部下少数」）「あはや我等がまうけはしたりけるは……」（下307-2）
(9) （頼朝「侍」）「……内々「九郎がふるまひみてわれにしらせよ」とぞのたまひける。（下389-8）

(11) （義経「緒方三郎」）判官「われにたのまれよ」とぞの給ひける。（下390-5）

C 皇族の方が自称「われ」を使った例

- (12) （「主上」）「天子に父母なし。吾十善の戒功によって万乗の宝位をたもつ。……」（上109-6）

(13) (高倉宮↓侍信連)「われ死なば此笛をば御棺に入れよ」とぞ仰ける(上286)

(14) (二院)「われ十善の余薫によって萬乗の宝位をたもつ……」とぞ御歎ありける。……(上386-5)

(15) (幼帝安禰↓祖母)「尼せ、われをばいづちへぐしてゆかんとするぞ」(下336-9)

なお外にもあるが、それらを通じて、「われ(自称)」が「目的格(ヲ格)」に用いられた例は、重衡の愁訴(4)、二位尼の歎き(5)、木曾義仲の独白(8)、幼帝の疑問(15)などに例あり、覚一別本以外では全面的な探查を了えていないが、維盛の妻が子供たちを隠まって生きていたのを源氏方に発見され、

○ただわれを失へや(流布本(内)P710)

○我を先に失へ(延慶本(延)P949)

と言い、また成経が舅の宰相殿に、赦免を請われん事を期待しながらの心話で、

○流され候し時も、などか我を申し請われざらんと思つたりげにて、……(百二十句本(變)P159)

などがある。さて、これらの例において重要な事は、自称「われ」を目的格ヲ格に使いながら、「ヲ格助詞」を用いない例がない点である。もつとも、右くらいの用例数では若干の不安は残るが、覚一別本中の全用例においてこうである事は、それなりの重みがあるべきで、そうである以上は、「われ恨むな」を「私ヲ恨むな」の意味にとるのは危険になつてくる。長門本のみ「重盛を恨むな」とあるにしても、それが本来の言ひ方のまゝとは考えにくい。

第四節 重盛・頼朝らの自称表現

前節のごとく、これら高位の男性が自称に「われ」を使った例はある。

しかし、それが一般的なのか、或る条件において現れているのかに注意する必要がある。それは、これらの人が「われ」を使わずに自称する場合との対比によって明らかにされる。平家物語中では、大多数は実名(重盛・頼朝)で言うのである。しかも、これは、後述のように「われ」の用いられる条件と反対の場合に特徴的なのである。覚一別本の例で、頻度を示すと、

称	自	
	重	盛
のみで、確例はない。	「重盛」を使った例—24	「頼朝」を使った例—19
	「われ」を使った例—例文①	「われ」を使った例—2
	(個人的・非公式的な表現のみ)	

となつて、兩人ともこの比は歴然としている。特に重盛の場合は、今問題にしている例文①を除けば、全く例がなくなつてしまうのである。前記の自称「われ」の例文(重盛以外の自称)で観察すれば、

A 頼朝の場合

ア 文覚が頼朝に旗上げを勧めたけれども、頼朝は、一旦は断る(前出例文の(6))

イ 義経を内密に監視させるために腹心の部下に命ずることば(同、

B 成親卿の場合

ウ 成親の配所を訪れた下部の信俊に自分の死(処刑)の近からん事を語る—処刑は公的に行なわれるのではない。

○(成親↓信俊)「さらば上れ」とこそその給ひけれ「我は近う失はれんずらむ……」(上189-3)

C 高倉宮の場合

エ 亡くなられる事を読者に示す伏線となつていのお言葉(前出例の13)

D 木曾義仲の場合

オ 先立って自害した部下を見て自らの行きづまりを察した独白(同、

(8)

E 義経の場合

カ 頼朝に睨まれて、やむなく九州の緒方三郎に泣きつくことば(同、

(11)

の如くであり、非公式的・個人的・また弱音を吐いた言葉という共通の性格が明瞭である。ただ、帝・院のことばは、公的の最たるものではないかとも思われるが、仰せ言の形式は元来臣下の側から公的にしあげるのであり、本のおことば自体は、むしろ個人的なものであろう。例(12)など、特に公的にとられやすいが、この帝は先帝の后をわが后にされんとする(代)であり、そのお言葉ゆえ、作者は格式ある公的な発言とはしたくないのであろう。

これらに対し、重盛・頼朝の一般的な自称表現は次のとおりである。

a 重盛の自称

(1) (重盛↓侍ども)「……さても経遠・兼康がけさ大納言に情なうあたりける事、返々も奇怪なり。重盛がかへり聞かん所をば、なかはばからざるべき。……」(上162-2)——本例は、例文①の直後に同場面が続いている文であり、特に重要である。

(2) (重盛↓清盛)「……事あたらしく候へども、重盛彼の大納言が妹に相具して候。……」(上160-14)

(3) (重盛↓成親)「さは候とも、よも御命失ひ奉るまでは、よも候はじ。縦さは候とも、重盛かうで候へば、御命にもかはり奉るべし」(上160-3)

(4) (重盛↓盛俊↓清盛 報告させることは)「……況や重盛ほどの凡人が異国の医師を王城へ入れむ事、国の辱にあらずや……」(上243-2)

(5) (重景)「……(重盛↓重景)「……」……重景御まへちかうめされて(重盛↓重景)「あなむざんや。なんぢは重盛を父がかたみとおもひ、重盛は汝を景隆が形見とおもひてこそすごしつれ……」(下274-14)

b 頼朝の自称

(6) (頼朝↓文堂) 其後はうちとけて物語りし給ふ。「抑、頼朝勅勤をゆりずしては、争か謀反をばおこすべき」との給へば……(上364-10)

本例「うちとけて……」とあるが、「抑……」から場面は変り、平氏討伐に立ち上る本題に入った話題であり、改まった表現。

(7) (頼朝↓兼定)——征夷大將軍に任ずる旨の院宣の御使に對することば、「平家頼朝が威勢におそれて宮をおち、……佐竹四郎高義が常陸介になつて候とて、頼朝が命にしたがはず……」(下138-5-8)

(8) (頼朝↓重衡)——ただし面前においてではない。出家禁止宣告。「(頼朝)「それ思ひもよらず。頼朝が私のかたきならばこそ……」(下263-10)

(9) (頼朝↓梶原景季) いけずきは梶原源景景季しきりに望み申れども、鎌倉殿「自然の事のあらん時、物の具して頼朝がのるべき馬なり……」(下165-14)

(10) (義仲↓頼朝)「……まったく義仲にをいては、御辺に意趣おもひ奉らず」といひつかはす。兵衛佐の返事には、「今こそさ様にはの給へども、健に頼朝討つべきよし、謀反のくはたてありと申者あり……」(下62-2)

このように、全般的な自称は本名であり、特に改まった場合、公的なことば、威厳をもつて言う発言はそうである。(例の(1)、(2)、(4)、(7)、(10))。

しかもこのうち、ヲ格助詞を使わない目的格の表現は(10)のみで、自称代名詞「われ」の場合と近似する(10)の例で、目的格を誤認する惧れは、文脈上、全くありえない。

こう考えてくると、実名を使って自称することは、代名詞「われ」を使うより、一口に言つて莊重態的であると言ひ得、表現を重々しく格式張つたものにする効果をもっているようである。その点では、さほど身分の高い人でも、また平安文学などの他資料での現象とも略一致する(注)。さればこそ、思慮深く、堂々として公明正大な人物であり、個人的な事も常に公の立場、他人の気持との関係を慮る重盛には、自称の「われ」をわざと使わせなかつたのであろうし、特に問題の①の場面は、天下の動きを左右する重大局面で、衆人環境の中で父の侍共を叱責して言うのであるから、平家物語の用語として重盛に自称の「われ」はふさわ

しくないのである。

その事は、この例の直後に続くことばでは、明らかに「重盛」と自称している（相手は同じ侍どもで、同場面である）事によっても裏づけられる。これがもし順序が反対で、先に「重盛（自称）」と言って後に「われ」と続いているなら、比較的無難に自称として解せられるが、順が反対である事が、この「われ」を自称とするのに疑問を抱かせる一因にもなっている。

かくして、前述の「自称のわれを目的格に使いながらヲ格助詞を用いない例がない」事と相俟って、場面・表現の実際からも、ここでは「自称のわれ」は適しくない事が明らかになった。

第五節 「われ」の反射用法

前述の如く、「われ恨むな」は「私を恨むな」の意ではない（第三節）。それは平家の語り手側からも言える。即ち、このような引用部分中の「われ」は、平家の語り手の自称ではない事を表す必要がある、だから物語中の人物の実名に換置したのである。ところが、文脈上目的格である所に名を出せば、当然その人が目的語になり、当面の引用部分中の主格（本名）の自称目的格にも解しえてくる。そうなれば結果的に「われ（自称）」と一致してしまわないか？ 結局問題なのは「われ」の語性であり、特に助詞がつかずに動詞（就中、他動詞）が直統している用法である。まず、ごく普通で問題ない表現から示すと、

- （宮）「我死なば此笛をば御棺に入れよ」（上286-1）
- （帝）「我十善の余薫によって万乗の宝位を保つ」（上386-5）
- （義仲）「われ信濃を出し時……」（下152-12）

のように、自称の主格の場合である。その他としては、

- 後陣はこれをき、つけず、われさきにとす、むほどに……（上309-6）
- この類似表現は多い——
- 人の馬にはわれ乗り、わが馬をば人にのらる（上374-5）

○：照す日に、我おとらじとたたかへば……（下77-8）

○東国の勢はわれ討つとらんとぞす、みける（下173-7）

——「われ劣らじ」「われ討つとらん」は他にも数例ずつある——

平家物語以外で、これらの外には、

○まづ何事を我がたりせん（赤染衛門集 類従本）

○人より我勝にさし出……（好色一代女三十二、西鶴集・上381-14——ただし後世）

など辞書にも見えるが、当面の例と最も用法が近似しているのは、右の「われがたり」と、次に示す「われほめ」であろう。

○みぐるしきわれほめどもをかし（枕草子、133段・187-3）

○宮のおん前、きこしめすや。うかうまつれり」と、われほめし給ひて、……（紫式部日記、五十日の祝・472-1）

右二例いずれも動詞が準体言になった例ではあるが、「自分デ自分ヲ——する（格意識で言う）、主格と目的格とを兼ねた表現」に当る場合で、「反射用法」である。従って、これに準じて当該例も反射用法に解せないのか？ 文を簡単化して示せば、

侍どもに、重盛が「僻事してわれ恨むな」と言う。

のであるから、聞手（侍ども）が「われ」と指されたと見ることはできないか？

歴史的に言う、と、「われ」の反射用法は平安時代中期には既にあり、源氏物語などでも作者が登場人物を再帰的に反射指示した例は多い。数例をあげると、

○昔いやしからぬ男、我よりはまさされる人を思ひかけて年へける。（伊勢物語・89段・165-4）

○おとど、その折は同じ舞に立ち並び聞え給ひしを、我も人にはすぐれ給へる身ながら、なほこの際はこよなかりける程おぼし知らる。（源氏・藤原葉・三・206-2）

○忍びがたげなる鼻すすり（注）を聞き給ひて、我も忍びやかにうちかみ給ひて
 ……(源氏・東屋・五・193-12)

○聞く心地も惑ひつつ、さば、このいとあらましと思ふ河に流れうせ給ひ
 にけりと思ふに、われもおち入りぬべき心地して、……(源氏・蜻蛉・五・
 285-9)

これらは、「作者から登場人物を指した三人称相当の例」であるが、この反射指示される人が「会話の相手に一致すれば、結果的に二人称相当」となり、そのような場合、指示される人が面前にいるという場面の補助により、被指示者（の名）は表現面に出ず、突如「われ」と言つて指される事が多い。かかる例は一般に対称とされる事が多いようである。（注）

○……と言へば（発音）「われさへ、かくの給ふこそ心憂けれ……」とて……
 （狭衣物語巻二・151-5）

○童物へ行ほどに、葦毛なる馬に乗たる女人の、いみじく仮粧してうつくしきが、道にあひぬ。この女の云、「われ、この馬のくち引きてたべ……」
 といひけれども、……(宇治拾遺物語一四一一・386-5)

など、比較的初期の例は尊敬表現さえ伴つて、卑しめる意味はあまり強くないと思われるが、宇治拾遺物語には、右掲の如く明かに卑称の例があり、古典文学大系頭注にも「軽蔑・圧倒の意を含む」とある。平家物語の①例を対称相当とするためには、同時代以前に卑称の「われ」の例が要求されるが、宇治拾遺物語の成立は、原平家物語の成立と時代的に非常に近いとされるので、この例は本論のために特に貴重である。

では、このような反射指示（結果的に対称に一致）の「われ」が、本物語でいかに用いられているか？ それは、小論でとりあげている「われ恨むな」以外には無いのである。従来このわれが反射による対称としてとりあげられなかったのは、この稀例という点に一原因があるろう。

さて、これを対称の「われ」と認めても、「お前（自分）が○（目的格）ヲ恨むな」の目的対象は別人ではないかと、一往は疑つてみる必要があるろう。即ち、そうとれば、そのヲ格はやはり重盛や頼朝にとれるからである。しかし、

対称の「われ」は純粹に対称なのではなく、本来反射用法であり、それと「恨む」という他動詞との組み合わせからは、主格と目的格とは一致するの当然で、そのよい類例は前述の「われぼめ」のような「自分が自分を」である。

更に「われ恨むな」の「われ」は、主格よりも目的格に重点を置いていると思われる。なぜなら下の「恨むな」の禁止表現は対者に向つて発せられている（二人称主格表現に当る）から、前もつて主格表示する事は殆んど無意味で、むしろ重点は目的格にあると考えられる。

一言付加すれば、「われ恨むな」が目的格に重点を置くが故に、諸本の表現中に「われ（重盛）を恨むな（恨みよ）」のように、ヲ格助詞を伴うものはあるが、「一が一は」の如き主格（または主格に当る用法の）助詞を伴うものは存しないであろう。

さて、稀例ではあつても、このように「われ恨むな」の「われ」が反射指示の対称と考えられる以上、これを「私を恨むな・重盛（頼朝）を恨むな」と解するのは当を得ないと思われる。

第六節 「重盛恨むな」などの発生

以上によつて、筆者が①は本来「われ恨むな」が正しい本文であると考える理由はおよそ明らかになつたと思うが、しからば、なぜ「われ」が「重盛」などにすり換えられたのであろうか。この理由が明らかにならなければ、右の論考の意味も大いに減じてしまう。

この本名を入れた表現の由来は、文脈上、その話し手を明らかにする必要があるのである。元来平家物語は文字に頼らぬ「語り物」として弘まった。原作そのものは別として語り手は盲法師であり、何よりも耳で聞いて理解する物語である。従つて物語中の、その言葉の話者が誰だか、耳できいただけで判然しななければ、理解は著しくまたげられる。

会話の引用が単純な①より、二重引用の中で複雑な②、③の方が、代名詞を避けて実名にしようとする積極的な理由がある（諸本の数にもそれ

が反映している。第二節参照。

即ち、物語中で、「かく言つてゐる人」は①では重盛であり、②、③では頼朝である（引用中の最末端主語）。そういう個人名のルビがあったとまで考えなくとも、話者を意識するその事が本文にすり換えられる事は十分ありうると思われる。

そして、話し手が「重盛・頼朝」であれば、これらの人は実名で自称させるのが平家物語で一般的な言い方である（第四節）。ここにおいて、話者を意識する事と、「われ」を自称と受けとる事とが結びついて、「重盛ら」の実名に換置されたと考える。即ち「われ↓重盛・頼朝」の転換の直接原因は話者を明らかにするためであったが、対称相当の「われ」が稀である事から、これを自称にとつてしまつた事と重なっているのである。

第七節 別の表現はないのか？

確かに「われ恨むな（↓後悔するな）」は外にない稀例である。「後悔するな」の意なら、もつと一般的な誤解のない表現として「悔ゆ・悔やむ」があるのをなぜ使わないか？

ア 朝敵となつては、いかにくゆとも益あるまじ。（上170-3）

イ 方に今、伊豆国の流人源頼朝、其咎を悔いず、かへつて朝憲を嘲る。

（下90-5）

ウ 物さわがしき事し給ひては、後に必ずくやみ給ふべし。（上161-16）

ところが、①例の「われ恨むな」は、右のウ例の直後に、これと対をなす表現となつて置かれている。よつて少くとも①は同語の反覆を避ける意味で、「悔ゆ・悔やむ」は使えない事情にある。また「口惜し」などはむしろ「くゆ・くやむ」より用例数が多いが、ここでは動詞に換えねばならず、簡潔さに欠ける。②、③にはこのような拘束がないが、いづれ①をも含めて、「こういう言いきかせの時の成句化した常套的表現であつたかと思われる。

第八節 転化の落ちつくところ

先に二つの転化を指摘した。一つは「われ恨むな↓重盛（頼朝）恨むな」であり、一つは「懈怠して重盛恨むな↓忠を尽して頼朝を恨みよ」である。かかる転化が結果としてどのような事になるのか、改めてふりかえてみたい。

①、②は、もとく「われ恨むな」から出発したと考えられるだけに、そのままの表現例がある。しかし③は、既に転化段階に入った中間の表現を源にして転化したかと思われる。その証に「われ恨みよ」はない（「われを恨みよ」まではあるが）。仮りにこの最終的な源たるべき「われ恨みよ」を想定してみると、

○忠を尽して（後）われ恨みよ↓忠を尽さず（かた）後悔するな

の意に解せられ、むしろ自然な表現となる。「頼朝恨みよ」では納得の行く解釈は成立しない。これはやはり、本来の表現ではない証とみなし得る。

こう考えてくると、責任重大なことは①においてさへ「われ↓重盛」としてしまつた事であるが、これは恐らく②が「頼朝うらむな」になつてしまつた（②が、よりそうなり易い）事に引かれたものであろう。そういう心理は現代の注釈の上にも現れている。即ち、①の本文が「われ……」であるテキストについてなら、まず、

○早まって過ちをして後悔するな（古典全書頭注）

○自分で自分のあやまちを悔い恨まないようにしろ（内海弘藏氏「平家物語評釈」頭注）

のように、われを反射用法にとる訳が出てくるはずのものである。しかし、後に②「頼朝恨むな」とある事、及び①にも増補本系などに「重盛うらむな」とある事も一助となつて、①の「われ恨むな」をしも「私を恨むな」に引きつけて訳するようになってしまふ。日本古典文学大系頭注にも、また、富倉氏が古典全書では正しい訳をしているのに、「平家

物語全法釈」では「私を恨むな」にしてしまった事などにも、それは現われている。このように「私をうらむな」と解釈するには、先述（第一節）のように、「重盛（頼朝）に叱られて」という一条件を入れて訳す事が要求されるが、反射指示の「われ恨むな」なら「自ら非を悔いる」ので、わざわざ「叱られて」を入れる必要はない。それと共に、この新条件「叱られて」を補入してみる事において③を見ると、第一節にもものべた如く決して自然な訳は生れて来ない。

これらの平家物語本文で、要するに①、②において「われ」が「重盛・頼朝」に転化した事は、やがて③のような訳の成り立たない表現を生み出す同じ道筋の上にある。各本文の作者はそこまで意識していない事は当然であるが、結果としてそうなった。②は既に大部分の本がその過程に入った形で伝わった。ただし皮肉な事に増補本中にさえ、古形を保つ系統の長門本では、語り本の系統の集成とも言える正節と共に「われ恨むな」である。こういう②について

○怠つて頼朝に叱られるなよ（平家物語全注釈）
と訳するのは、不明を避けようとして、ますます本質から遠ざかったものである。

第九節 付記事項

I 「僻事して我恨むな」は、叱責・禁止などの表現における慣用的な成句かと思われるので、保元・平治・平家・太平記に当って見たが、同表現はない。ただし、「○○○して、○○○するな」の類形は数種ある。

○近う寄つて過ちすな（平家）○引かづいて天辺を射さすな（平家）○汚なびれて敵に笑はるな（大平記）

そして、最も近似した表現は、

○「御事の身の上にては候はぬ者を、僻事し出して命失はせ給ふな」と、
……（太平記・二九・三4215）

であるが、平家より後の例なので参考とするにとどめる。

II 話者を明確にするために代名詞と共に本名を言うのは、現代

○「御出席の方々は○○氏、○○氏、……。司会は私、井上が当ります。」
など言う。完全に同じ条件で起つた言い方ではないが、本論の参考に供すべきものである。

III 自称に本名を用いる場合について―その話者の身分には必ずしも制約されないようである。まず、枕草紙（三巻本）では、

○中納言参り給ひて、御扇たてまつらせ給ふに、「隆家こそいみじき骨は得て侍れ。……」さては、扇のにはあらで、海月のななり」ときこゆれば、「これ隆家が言にしてん」とてわらひ給ふ（102段・157-3-8）
（中納言隆家は中宮定子の兄）

○（信経）かかる雨にのぼり侍らば、足がたつきて、いとふびんにきたなくなり侍りなん」といへば「など。せんぞく料にこそはならめ」といふを「これは、御前にかしこう仰せらるるにあらず。信経が足がたのことを申しさりましたかば、えのたまはざらまし」：（103段・158-2）

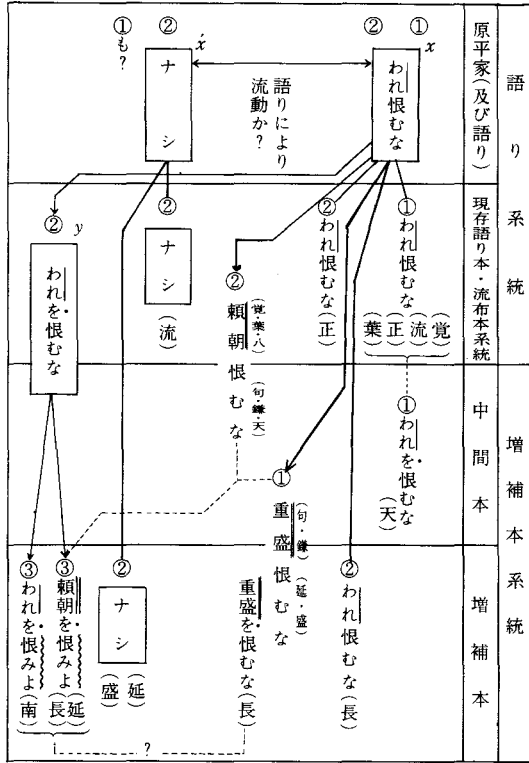
などあり、後者は式部丞に過ぎず、それほど地位は高くない。源氏物語では、

○（惟光）「むかし見給へし女房の尼にて侍る。東山の辺に移し奉らむ。惟光が父の朝臣の乳母にはべりし者の、みづはぐみて住み侍るなり。……」
（对者は光源氏）（一・154-2）

○（惟光）「何か更におもほし物せさせ給ふ。さるべきにこそよろづの事侍らめ。人に漏らさじと思ふ給ふれば、惟光おり立ちてもろづは物し侍り」
など申す。（对者同右）（一・158-4）

の二例がある（「惟光」は朝臣で四・五位か）。

このように、身分の高低は絶対条件ではないが、使用場面は、前二例は中宮定子の御前、後二例は物の怪にとりつかれて死んだ夕顔の処置を源氏に語る言葉で、個人的ではあるが、改まった厳しい態度で、テキパキと事に処する場面である。かくて、実名で自称するのは、改ま



つた格式張った重みのある言い方であろう。大鏡で、作者は菅原道真については特に高い敬語を用いているが、それを語る世継についても、
○……世次わかうはべりしとき、このこと(道真左遷など)のせめてあはれにかなしう侍りしかば、大学の衆共のなま不合にいましかりしをとひたつね、……(時平、7414)

と、本名を使わせている。序で、繁樹・侍など相手どつた自称には、「おのれ・みづから」を用いているのに比べて、やはり特殊な配慮があると思われる。

IV 付 表

諸本の表現と、その系統を整理すれば、次のようになる。―は同表現。
↓は変化過程。∴は影響ありと思われる表現関係。 $x \cdot x'$ ・ y は想定される本を指す。

- 【注】
- (1) たとえば、弟義経を監視させ(例文、第三節B、10)、僧昌俊や弟範頼に討手を命ずる(巻十二・土佐房被斬・判官都落)など。
 - (2) 「平家物語考(山田孝雄)」
 - (3) 対象資料は、後代に属するが、「天草版伊曾保物語の研究(井上章)」P 147、148参照。
 - (4) 本論文第九節III参照。
 - (5) 日本国語大辞典(小学館)
 - (6) 日本国語大辞典・大言海・国語史(佐藤喜代治)など。
 - (7) 覚一別本④、「平家物語総索引(金田一春彦)」による。